

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

モラブ阪神工業株式会社

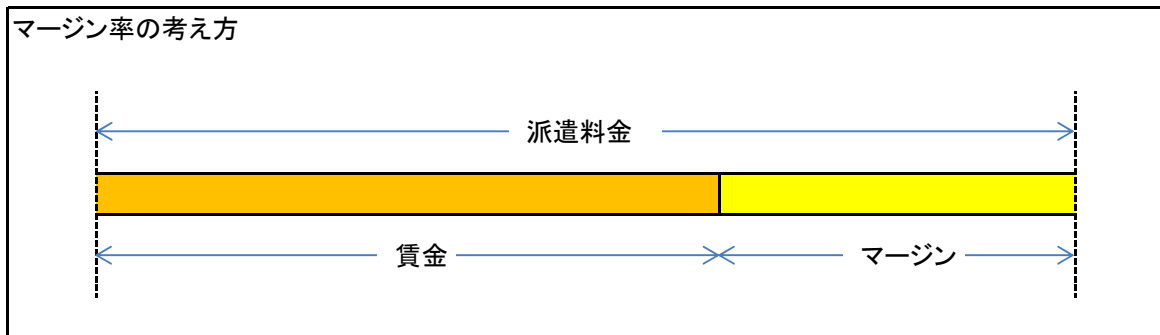
東京事業所

対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日

■労働者派遣実績

| | |
|------------------|---------|
| ① 派遣労働者数 | 54 |
| ② 派遣先事業所数 | 24 |
| ③ 派遣料金の平均 | 27,609円 |
| ④ 派遣労働者の賃金の平均 | 14,615円 |
| ⑤ マージン率 ※(③-④)／③ | 47.1% |

※数値は上記対象期間の平均値、小数第一位未満を四捨五入。



上記マージン率には、下記項目が含まれています。

- ・社会保険料(当社負担分)
- ・教育訓練・研修費用(教材費、資格取得補助など)
- ・採用活動費(広告費など)
- ・販売費及び一般管理費(間接員人件費・事務所費用・光熱費・通信費用など)
- ・福利厚生費(健康診断費用、慶弔見舞金など)
- ・営業利益
- ・年次有給休暇に関する負担費用

■教育訓練に関する事項

- ・個人情報・情報セキュリティに関する教育
- ・ビジネスマナー研修
- ・キャリアアップ教育訓練(技術者研修)
 1. 技術者としての基本マナー
 2. IT研修(VBA、C言語、Java、AIなど)
 3. ビジネスマナー(上級編)
 4. リーダー研修
- ・外国人に対する日本語研修(一般、及び技術用語)

■派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定/ 締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲/ 派遣先で業務に従事する従業員
- ・労使協定の有効期限/ 2026年3月31日